

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：桐生市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.0 %
全職員	73.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.9 %
本庁課長相当職	96.4 %
本庁課長補佐相当職	95.9 %
本庁係長相当職	95.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.5 %
31～35年	90.4 %
26～30年	93.9 %
21～25年	96.7 %
16～20年	94.0 %
11～15年	84.9 %
6～10年	93.8 %
1～5年	86.1 %

【説明欄】

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は88.5%、住居手当の受給者に占める男性の割合は71.2%です。
・商業高校教諭は給与形態が異なるため、除いています。
・週あたりの勤務時間が常勤職員(週38.75時間)と比較して短い職員については、職員数をその職員の勤務日数、勤務時間に応じて換算しています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。